（六）自然保護に関する項目	1　調査項目 (1)　環境の保全を目的として指定された地域その他の対象の状況 (2)　国又は地方公共団体の調査により確認された干潟、汽水湖、人為的な改変を受けていない自然海岸、自然湖岸及び河川の水際線が人工改変を受けていない河岸の状況 2　調査地域 事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内の区域 3　予測 (1)　調査により確認された環境の保全を目的として指定された地域その他の対象への影響の程度を予測する。 (2)　事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内に国又は地方公共団体の調査により確認された干潟、汽水湖、人為的な改変を受けていない自然海岸、自然湖岸又は河川の水際線が人工改変を受けていない河岸が存在するかどうかを予測する。 (3)　調査により確認された干潟に影響が及ぶかどうかを予測する。

附　則

この省令は、環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。